

別記 5

有機転換初年度のは場環境整備等に対する支援

第1 事業内容等

有機転換初年度のは場環境整備等に対する支援事業（以下「本事業」という。）の事業内容等は、以下に掲げるとおりとする。

1 事業内容

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費を支援する。

2 通則

本事業の実施に当たっては、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「補正要綱」という。）又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「当初要綱」という。）の定めによるほか、令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）及びこの別記に定めるところによる。なお、補正要綱と当初要綱のどちらに従うかについては、関東農政局長から割当内示及び交付決定を受けた予算区分によるものとし、農林事務所長（以下「交付決定者」という。）が別途指示するものとする。

3 定義

本事業における用語の定義については、以下のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準の有機農業。

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料若しくは農薬又はその両方を用いて行う農業。

(4) 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、有機農産物規格又は有機飼料の日本農林規格箇条3.10に規定する有機飼料用農林産物を生産する場合に限る）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

第2 事業実施主体の要件等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下のすべての事項を満たす農業者とする。

- (1) 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者又は国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする新規就農者であること。
- (2) 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。
- (3) 本事業の対象農地における有機農産物等の生産が販売を目的としていること。
- (4) 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。
- (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する

る法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。

- （6）原則、事業を活用した農地において、有機JAS認証に必要なほ場条件に応じた期間（有機的な管理開始後2年が経過等）を経て、当該認証を取得すること。
- （7）原則、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- （8）原則、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体であること。
- （9）原則、県が設置した「いばらきオーガニック生産サブネットワーク」に参加するとともに、国及び県が実施する調査等に協力すること。

2 交付単価等

- （1）本事業の交付単価は2万円/10a以内とする。ただし、事業実施主体の申請に当たっての下限面積は10aとする。
- （2）本事業に係る補助金の交付に当たり、国による交付金の交付額の調整があった場合、交付決定者は、国から交付決定された交付額の範囲内で、取組を行う農地が存在する市町村の長又は市町村を構成員とする協議会の長（以下、「交付対象者」という。）に交付するものとする。

3 対象農地の考え方

本事業の算定対象となる農地は、以下のとおりとする。

- （1）原則として、交付対象者又は交付対象者の構成員である市町村の管内において、交付を受けようとする事業実施主体が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地とし、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。
- （2）交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含まない。
- （3）作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。
- （4）一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。
- （5）交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。
- （6）肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。
- （7）水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これに含まない。

第3 成果目標

事業実施年度の翌々年度において、事業実施主体の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。
- （2）交付対象者の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- （3）事業費のうち交付対象者の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。

- (4) 交付対象者が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
- (7) 交付対象者が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- (9) 県が実施するみどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を含む）に係る要望調査において、要望を提出している事業であること。

第5 事業実施等の手続

1 要望調査

- (1) 本事業を行おうとする事業実施主体は、取組を行う農地の所在する市町村の農政主管課等（以下「受理市町村」という。）に事前に相談することとし、受理市町村は、事業実施主体の取組及び事業計画が適切であると認められるときは、県が別に行う本事業の要望調査により、管内の要望をとりまとめ、交付対象者から交付決定者に報告するものとする。
- (2) 交付決定者は、管内市町村の要望をとりまとめ、知事に提出するものとする。また、知事から事業実施計画書（補正要綱別紙様式第3号又は当初要綱別紙様式第3号）の提出期限について通知があった場合、要望調査において要望があった事業実施主体に対し、交付対象者を經由して、申請書等（補正要綱別紙様式第27号－1～3又は当初要綱別紙様式第25号－1～3）の作成及び提出期限を通知するものとする。なお、交付決定者は必要に応じて申請書等の内容を知事及び交付対象者と協議するものとする。

2 事業実施計画等の提出

- (1) 交付対象者は、事業実施主体から前項に定める申請書等の提出を受けた際は、必要な指導及び調整を行うとともに、記載内容や必要書類等について補正要綱又は当初要綱及び本別記に定めるところに合致していることを確認の上、適当であると認める場合には、補正要綱別記11又は当初要綱別記10に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストを添えて、事業実施計画書（補正要綱別紙様式第3号又は当初要綱別紙様式第3号）を交付決定者に提出するものとする。
- (2) (1)に定める事業実施計画等は、交付等要項第6条に規定する補助金交付申請書に添付して申請するものとし、当該申請に係る交付決定通知をもって事業実施計画が承認されたものとする。ただし、計画承認と交付決定を別に行う必要があると交付決定者が認める場合は、この限りではない。
- (3) 補正要綱別記11又は当初要綱別記10に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについては、交付対象者が事業実施主体から徴取し、(1)に規定する申請時に併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体が複数の場合、交付対象者が事業実施主体全ての当該チェックシートを収集したうえで、補正要綱別紙様式第13号－7又は当初要綱別紙様式第11号－7により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、交付決定者宛てに提出するとともに、

当該チェックシートを保管することで、事業実施主体毎のチェックシートの提出を省略することができる。

- (4) 交付決定者は、補助金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、前項の書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定者からの補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、交付対象者の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に事業着手が必要な場合にあつては、交付対象者は、交付決定前着手届（補正要綱別紙様式第2号又は当初要綱別紙様式第2号）を交付決定者に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、交付対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 交付対象者は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努めるほか、着手後においても、本事業が適正に行われるようにしなければならない。
- (4) 交付決定者は、交付対象者から(1) のただし書による交付決定前着手届を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

4 事業実施計画の変更手続き

事業実施計画における重要な変更については、2に準じて手続きを行うものとする。

なお、重要な変更とは以下のアからオまでのとおりとする。

- ア 事業の新設又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増
- エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減
- オ 成果目標の変更

第6 実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする年度の1月末日までに以下に定めるところにより、交付対象者に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 補正要綱別紙様式第27号ー1又は当初要綱別紙様式第25号ー1に準じて、第2に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が補助金の交付を受けようとする年度の1月末日以降に行われる品目を生産するなどの場合にあつては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付し、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出すること。
 - (2) 有機農産物規格表A.1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表B.1の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、その使用した資材について、有機農産物規格JAS表A.1又は有機農産物規格表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
 - (3) 本事業の対象農地で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付すること。なお、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として自家加工販売（直売所等での販売）計画書（補正要綱別紙様式第28号又は当初要綱別紙様式第26号）を作成して、交付対象者に提出すること。
 - (4) 交付決定者は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、

事業実施主体に対し、(3)の書類の提出を求めることができるものとする。

- 2 交付対象者は、前項の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、補正要綱別紙様式第3号又は当初要綱別紙様式第3号により事業実施主体が補助金の交付を受けようとする年度の2月7日までに交付決定者に報告するものとする。
- 3 交付決定者は、前項の結果を取りまとめ、補正要綱別紙様式第3号又は当初要綱別紙様式第3号に準じて、2月15日までに知事に報告するものとする。

第7 実施状況の確認

- 1 交付対象者は、第6の1に基づき事業実施主体から報告のあった実施状況について確認を行うものとする。なお、必要に応じて、ほ場の巡回等を実施するものとする。
- 2 交付対象者は、事業実施主体が補助金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、事業実施主体に前項の規定による確認結果を通知するとともに、同内容を交付決定者に報告するものとする。なお、交付対象者から報告を受けた交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

第8 事業成果の評価

- 1 交付対象者は、補正要綱別紙様式第16号又は当初要綱別紙様式第14号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の8月15日までに補正要綱別紙様式第16号又は当初要綱別紙様式第14号により、交付決定者に報告するものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定による報告があった場合には、管内の状況についてとりまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該交付対象者に対して、指導を行うものとする。
- 3 交付決定者は、交付対象者から事業評価の提出を受けた際は、遅滞なく知事に報告しなければならない。なお、前項の規定による指導を実施した場合は、その内容も併せて報告するものとする。

第9 補助金の返還

- 1 交付決定者は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、補正要綱別記3の第8又は当初要綱別記3の第8に定めるところにより、交付対象者に補助金の返還を求めるものとする。
- 2 前項に掲げる返還については、以下に掲げる基準によるものとする。
 - (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
 - (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
 - (3) (1)及び(2)の返還については、自然災害等の事業実施主体の責めに帰さない事情による場合には、その対象としないことができる。
- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を交付対象者に請求するものとする。なお、前2項の規定により返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、交付対象者は、期限を指定してこれを督促するものとする。

第10 補則

本事業の実施につき必要な事項は、この別記に定めるもののほか、知事が別に定めるもの

とする。